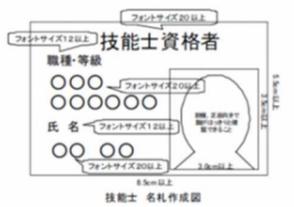
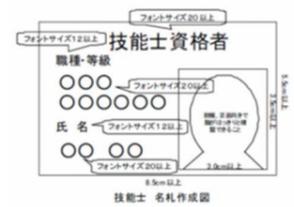


【鳥取県土木工事共通仕様書 特記事項 新旧対照表】

現行（令和7年4月版）					改定後（令和8年度版）					改定理由
編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項	編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項	
【第1編 共通編】					【第1編 共通編】					
1-1-1-1	2	仕様書の適用	追加	工事の契約において適用する仕様書は、特に定めのない限り「鳥取県土木工事共通仕様書」とし、調達公告日時点で最新の仕様書（ https://www.pref.tottori.lg.jp/294862.htm ）によること。	1-1-1-1	2	仕様書の適用	追加	工事の契約において適用する仕様書は、特に定めのない限り「鳥取県土木工事共通仕様書」とし、調達公告日時点で最新の仕様書（ https://www.pref.tottori.lg.jp/294862.htm ）によること。	
	3	優先事項	追加	特記事項及び鳥取県土木工事共通仕様書に定めのない事項については各種関係方書等によるものとする。		3	優先事項	追加	特記事項及び鳥取県土木工事共通仕様書に定めのない事項については各種関係方書等によるものとする。	
			追加	設計図書中に記号で表示された構造物については、国土交通省制定「土木構造物標準設計図集」、または鳥取県土木整備部制定「小構造物標準設計図集」により施工するものとする。				追加	設計図書中に記号で表示された構造物については、国土交通省制定「土木構造物標準設計図集」、または鳥取県土木整備部制定「小構造物標準設計図集」により施工するものとする。	
1-1-1-2	10	特記仕様書	追加	設計図書に基づき監督員が受注者に指示した書面及び受注者が提出し監督員が承諾した書面は、特記仕様書に含まれる。	1-1-1-2	10	特記仕様書	追加	設計図書に基づき監督員が受注者に指示した書面及び受注者が提出し監督員が承諾した書面は、特記仕様書に含まれる。	
	27	書面	追加	緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。		27	書面	追加	緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。	
	34	工事関係書類	追加	受注者は、工事関係書類の作成に当たっては、別紙「工事関係書類一覧表」を参考に作成するものとする。		34	工事関係書類	追加	受注者は、工事関係書類の作成に当たっては、別紙「工事関係書類一覧表」を参考に作成するものとする。	
1-1-1-3		溶接種別の確認等	追加	受注者は、溶橋防止装置、変位制限装置（以下、「溶橋防止装置等」）における設計図書の照査にあたっては、（一社）建設コンサルタンツ協会あて文書「溶橋防止装置等の溶接不良の再発防止に関して（要請書）」（平成27年12月25日付）を踏まえて実施すること。なお、（一社）建設コンサルタンツ協会あて文書については以下のウェブページを参照すること。 ウェブページアドレス： http://www.cgr.mlit.go.jp/pdf/yosetsu_20151225.pdf	1-1-1-3		溶接種別の確認等	追加	受注者は、溶橋防止装置、変位制限装置（以下、「溶橋防止装置等」）における設計図書の照査にあたっては、（一社）建設コンサルタンツ協会あて文書「溶橋防止装置等の溶接不良の再発防止に関して（要請書）」（平成27年12月25日付）を踏まえて実施すること。なお、（一社）建設コンサルタンツ協会あて文書については以下のウェブページを参照すること。 ウェブページアドレス： http://www.cgr.mlit.go.jp/pdf/yosetsu_20151225.pdf	
1-1-1-4	1	一般事項	追加	準備工事については、施工計画書の提出前であっても、監督員の承諾を得たうえで着手することが出来るものとする。	1-1-1-4	1	一般事項	追加	準備工事については、施工計画書の提出前であっても、監督員の承諾を得たうえで着手することが出来るものとする。	
			追加	受注者は、次の事項を追加して記載しなければならない。 ・現場環境改善等の実施内容				追加	受注者は、次の事項を追加して記載しなければならない。 ・現場環境改善等の実施内容	
1-1-1-5		コリンズ（CORINS）への登録	追加	受注者は、土木工事共通仕様書1-1-1-5コリンズ（CORINS）への登録に定める、「登録のための確認のお願い」及び「登録内容確認書」については以下のとおり対応する。 ①受注者は、「登録のための確認のお願い」の作成後、コリンズ上で「メール送信による提出」を選択する。 ②受注者は、①によりメール送信された「登録のためのお願い」について監督員から確認を受ける。 ③「登録内容確認書」については、コリンズから監督員にメール送信されるため、受注者による提示は必要ないものとする。	1-1-1-5		コリンズ（CORINS）への登録	追加	受注者は、土木工事共通仕様書1-1-1-5コリンズ（CORINS）への登録に定める、「登録のための確認のお願い」及び「登録内容確認書」については以下のとおり対応する。 ①受注者は、「登録のための確認のお願い」の作成後、コリンズ上で「メール送信による提出」を選択する。 ②受注者は、①によりメール送信された「登録のためのお願い」について監督員から確認を受ける。 ③「登録内容確認書」については、コリンズから監督員にメール送信されるため、受注者による提示は必要ないものとする。	
			追加	受注者は、土木工事共通仕様書1-1-1-5コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とする。				追加	受注者は、土木工事共通仕様書1-1-1-5コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とする。	
			追加	受注者は、土木工事共通仕様書1-1-1-5コリンズ（CORINS）への登録に定める、「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、テクリス（TECRIS）番号を登録すること。				追加	受注者は、土木工事共通仕様書1-1-1-5コリンズ（CORINS）への登録に定める、「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、テクリス（TECRIS）番号を登録すること。	
1-1-1-6		監督員	追加	受注者は、監督補助員の配置が明示された場合には、次の各号によらなければならない。 （1）監督補助員が監督員に代わり現場で立会等の臨場をする場合には、その業務に協力しなければならない。又、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の提出に関し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。ただし、監督補助員は、契約書第9条に規定する監督員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。 （2）監督員から受注者に対する指示又は、通知等を監督補助員を通じて行うことがあるので、この際は監督員から直接指示又は、通知等があったものと同等である。 （3）監督員の指示により、受注者が監督員に対して行う報告又は通知は、監督補助員を通じて行うことができるものとする。	1-1-1-6		監督員	追加	監督助手は契約書第9条に規定する監督員を補助する者をいう。監督助手は監督員の権限のうち次の各号に定める権限を有する。 受注者は、監督助手の配置が明示された場合には、次の各号によらなければならない。 （1）監督助手が監督員の代わりに立会をする場合は、監督員が立会しているものとみなし、その業務に協力しなければならない。また書類（計画書、報告書、データ、図面等）の内容に関し、監督助手から説明、修正等を求められた場合はこれに応じなければならない。 （2）監督員又は受注者（現場代理人）が監督助手を通じて連絡した場合、監督員又は受注者（現場代理人）から直接連絡があったものとみなす。	土木工事監督基準との整合を図る
		技能士	追加	本特記事項で現場常駐を義務付けている技能士（型枠施工技能士、鉄筋施工技能士、さく井技能士等）を配置する場合は、その旨を施工計画書に記載するとともに、作業前日までに、技能士の氏名、職種、等級、予定作業期間を技能士合格書と顔写真の写し（縮小可）を添付の上、監督員に報告すること。ただし、「鳥取県土木整備部自社施工対象工事適正実施要領」（平成21年6月3日付第200800165845号県土木整備部長通知）に基づき現場常駐を確認する場合は除く。 報告内容に変更が生じた場合は作業着手前に変更内容を監督員に報告すること。ただし、病気等により報告した技能士を従事させることができない場合は、監督員にあらかじめ口頭で協議して、他の技能士に代えることができる。この場合においては、後日速やかに文書で協議の上、報告すること。 また、技能士は、現場内において、職種、等級、氏名及び顔写真の記載された名札を体のよく見える位置に常に付けなければならない。 名札については以下「技能士名札作成図」により作成すること。なお、これによりがたい場合は監督員と協議すること。			技能士	追加	本特記事項で現場常駐を義務付けている技能士（型枠施工技能士、鉄筋施工技能士、さく井技能士等）を配置する場合は、その旨を施工計画書に記載するとともに、作業前日までに、技能士の氏名、職種、等級、予定作業期間を技能士合格書と顔写真の写し（縮小可）を添付の上、監督員に報告すること。ただし、「鳥取県土木整備部自社施工対象工事適正実施要領」（平成21年6月3日付第200800165845号県土木整備部長通知）に基づき現場常駐を確認する場合は除く。 報告内容に変更が生じた場合は作業着手前に変更内容を監督員に報告すること。ただし、病気等により報告した技能士を従事させることができない場合は、監督員にあらかじめ口頭で協議して、他の技能士に代えることができる。この場合においては、後日速やかに文書で協議の上、報告すること。 また、技能士は、現場内において、職種、等級、氏名及び顔写真の記載された名札を体のよく見える位置に常に付けなければならない。 名札については以下「技能士名札作成図」により作成すること。なお、これによりがたい場合は監督員と協議すること。	
										
1-1-1-9		工事の下請負	追加	1件500万円以上の下請工事については、建設業許可を有する者に請負わせること。	1-1-1-9		工事の下請負	追加	1件500万円以上の下請工事については、建設業許可を有する者に請負わせること。	
		消費税及び地方消費税の適正転嫁等について	追加	下請契約及び資材購入等において、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号）で禁止された転嫁拒否等行為を行わないこと、適切な対応を行うこと。			消費税及び地方消費税の適正転嫁等について	追加	下請契約及び資材購入等において、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号）で禁止された転嫁拒否等行為を行わないこと、適切な対応を行うこと。	
		下請関係の適正化について	追加	1. 工事の的確な施工を確保するため、下請契約を締結しようとする場合は適正化指針及び「建設工事における適正な価格による下請契約に関する要綱」（平成26年10月3日第201400102617号県土木整備部長通知）の趣旨に則り、優良な専門事業者の選定、適正な価格による下請契約の締結、代金支払等の適正な履行、適正な施工体制の確立及び下請における雇用管理等の指導等に努めること。 2. 「鳥取県調査基準価格及び最低制限価格等設定要領」（平成19年8月15日付200700071998号県土木整備部長通知）第5条に規定する低入基準価格を下回る金額でその工事を落札した受注者（共同企業体として落札した場合にあっては、その全ての構成員とする。）は、工事の一部を第三者に請け負わせたときは、その下請契約一件ごとに別に定めるところにより建設工事執行状況報告書を作成し、当該工事の完成検査結果の通知日から20日以内に発注者へ提出しなければならない。 3. 工事に伴う交通誘導等の業務を第三者に委託する場合には、県内業者（県内に本店を有する者をいう。以下同じ。）と契約すること。ただし、技術的に対応できる			下請関係の適正化について	追加	1. 工事の的確な施工を確保するため、下請契約を締結しようとする場合は鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針（平成27年3月19日付第201400194303号県土木整備部長通知。以下「適正化指針」という。）及び「建設工事における適正な価格による下請契約に関する要綱」（平成26年10月3日第201400102617号県土木整備部長通知）の趣旨に則り、優良な専門事業者の選定、適正な価格による下請契約の締結、代金支払等の適正な履行、適正な施工体制の確立及び下請における雇用管理等の指導等に努めること。 2. 「鳥取県調査基準価格及び最低制限価格等設定要領」（平成19年8月15日付200700071998号県土木整備部長通知）第5条に規定する低入基準価格を下回る金額でその工事を落札した受注者（共同企業体として落札した場合にあっては、その全ての構成員とする。）は、工事の一部を第三者に請け負わせたときは、その下請契約一件ごとに別に定めるところにより建設工事執行状況報告書を作成し、当該工事の完成検査結果の通知日から20日以内に発注者へ提出しなければならない。 3. 工事に伴う交通誘導等の業務を第三者に委託する場合には、県内業者（県内に本店を有する者をいう。以下同じ。）と契約すること。ただし、技術的に対応できる	誤記修正

【鳥取県土木工事共通仕様書 特記事項 新旧対照表】

現行（令和7年4月版）				改定後（令和8年度版）				改定理由
編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	
			<p>県内業者がない業務を委託する場合等、特段の理由がある場合は、監督員に事前協議して県外業者と契約することができる。</p> <p>4. 工事の適正な施工体制を確保するため、受注者は、「鳥取県建設工事施工体制調査・指導要領」（平成16年3月11日付管第2311号鳥取県土木整備部長通知）に基づく調査その他県の行う調査に協力すること。</p> <p>また、受注者は下請業者を使用する場合に当たっては、当該下請業者に対し当該調査に協力するよう指導すること。</p> <p>5. 建設業退職金共済制度への加入等 （1）建設業者は、建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）に加入すると共に、その建退共の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。ただし、下請を含む全ての労働者が、中小企業退職金共済制度、清酒製造業退職金共済制度又は林業退職金制度のいずれかに既に加済みで、建退共に加済することができないと認められる場合は、この限りでない。</p> <p>（2）建設業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対してこの制度の趣旨を説明し、原則として証紙を下請の延労働者数に応じて現物交付することにより、下請業者の建退共加入及び証紙の貼付を促進すること。なお、現物を交付することができない場合は、掛金相当額を下請代金中に算入することとし、契約書等に明記すること。</p> <p>（3）受注者は、工事現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。</p>				<p>県内業者がない業務を委託する場合等、特段の理由がある場合は、監督員に事前協議して県外業者と契約することができる。</p> <p>4. 工事の適正な施工体制を確保するため、受注者は、「鳥取県建設工事施工体制調査・指導要領」（平成16年3月11日付管第2311号鳥取県土木整備部長通知）に基づく調査その他県の行う調査に協力すること。</p> <p>また、受注者は下請業者を使用する場合に当たっては、当該下請業者に対し当該調査に協力するよう指導すること。</p> <p>5. 建設業退職金共済制度への加入等 （1）建設業者は、建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）に加入すると共に、その建退共の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。ただし、下請を含む全ての労働者が、中小企業退職金共済制度、清酒製造業退職金共済制度又は林業退職金制度のいずれかに既に加済みで、建退共に加済することができないと認められる場合は、この限りでない。</p> <p>（2）建設業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対してこの制度の趣旨を説明し、原則として証紙を下請の延労働者数に応じて現物交付することにより、下請業者の建退共加入及び証紙の貼付を促進すること。なお、現物を交付することができない場合は、掛金相当額を下請代金中に算入することとし、契約書等に明記すること。</p> <p>（3）受注者は、工事現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。</p>	
1-1-1-13	4	施工合理化調査等	追加	1-1-1-13	4	施工合理化調査等	追加	
		その他調査	追加			その他調査	追加	
1-1-1-14 ～ 1-1-1-16		設計変更ガイドライン等の遵守義務づけについて	追加	1-1-1-14 ～ 1-1-1-16		設計変更ガイドライン等の遵守義務づけについて	追加	
		契約方式について	追加			契約方式について	追加	
1-1-1-15		契約内容の変更手続きの徹底	追加	1-1-1-15		契約内容の変更手続きの徹底	追加	
1-1-1-19		建設副産物	追加	1-1-1-19		建設副産物	追加	
		リサイクルの促進について	追加			リサイクルの促進について	追加	
1-1-1-21		工事完成検査	追加	1-1-1-21		工事完成検査	追加	
1-1-1-24	3	標示板の設置	追加	1-1-1-24	3	標示板の設置	追加	
			追加				追加	
			追加				追加	
	8		追加		8		追加	



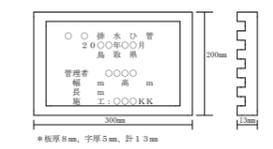
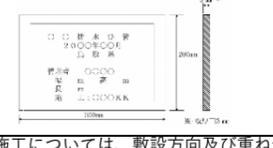
【鳥取県土木工事共通仕様書 特記事項 新旧対照表】

現行（令和7年4月版）					改定後（令和8年度版）					改定理由	
編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項	編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項		
				対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。 (3) 小黒板情報の電子的記入の取扱い 本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準（令和5年3月）及びデジタル写真管理情報基準（令和2年3月）に準ずるが、(2)に示す小黒板情報の電子的記入については、写真管理基準（令和5年3月）「2-5写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準（令和2年3月）「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。 (4) 小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品受注者は、(2)に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。 また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでよい 【チェックツールの事例】 信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会、<https://www.jcomsia.org/kokuban>。 ※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。						対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。 (3) 小黒板情報の電子的記入の取扱い 本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準（令和5年3月）及びデジタル写真管理情報基準（令和2年3月）に準ずるが、(2)に示す小黒板情報の電子的記入については、写真管理基準（令和5年3月）「2-5写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準（令和2年3月）「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。 (4) 小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品受注者は、(2)に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。 また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでよい 【チェックツールの事例】 信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会、<https://www.jcomsia.org/kokuban>。 ※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。	
1-1-1-25		履行報告	追加	工事履行報告書の提出時期について 受注者は、工事履行報告書を翌月の土日祝日を除く原則5日以内に監督員に提出しなければならない。	1-1-1-25		履行報告	追加	工事履行報告書の提出時期について 受注者は、工事履行報告書を翌月の土日祝日を除く原則5日以内に監督員に提出しなければならない。		
1-1-1-27		工事中の安全確保	追加	「施工の安全確保について」 建設工事における施工の安全確保については、かねてよりその徹底を図ってきたところであるが、今後より一層の安全確保を推進するため、受注者は、下記事項についてなお一層の徹底を図らなければならない。 (1) 現場点検及び安全教育については、土木工事共通仕様書及び関係法令（『土木工事安全技術指針』、『労働安全衛生法』等）に基づき、適切な安全管理を図らなければならない。 (2) 安全対策については、施工計画書に必要事項を記載し、施工時にはこれを遵守するものとする。 (3) 安全巡視については、工事区域はもとより、その周辺の工事看板等の点検から仮設備、機械設備の点検確認など内容も多岐にわたることから、その工事に適した巡視項目とし、処置内容等を記録するものとする。 また、安全巡視者の安全教育も併せて行い、資質の向上を図りもって、施工の安全確保を図るものとする。	1-1-1-27		工事中の安全確保	追加	「施工の安全確保について」 建設工事における施工の安全確保については、かねてよりその徹底を図ってきたところであるが、今後より一層の安全確保を推進するため、受注者は、下記事項についてなお一層の徹底を図らなければならない。 (1) 現場点検及び安全教育については、土木工事共通仕様書及び関係法令（『土木工事安全技術指針』、『労働安全衛生法』等）に基づき、適切な安全管理を図らなければならない。 (2) 安全対策については、施工計画書に必要事項を記載し、施工時にはこれを遵守するものとする。 (3) 安全巡視については、工事区域はもとより、その周辺の工事看板等の点検から仮設備、機械設備の点検確認など内容も多岐にわたることから、その工事に適した巡視項目とし、処置内容等を記録するものとする。 また、安全巡視者の安全教育も併せて行い、資質の向上を図りもって、施工の安全確保を図るものとする。		
		ダンプトラック等による運搬について	追加	1. 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体の設立状況を踏まえ、同団体への加入車の使用を促進するよう努めること。 2. 積載重量制限を超えて工用資機材等を積み込まず、また積み込ませないようにするなど違法運行を行わせないようにすること。違法運行を行っている場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。			ダンプトラック等による運搬について	追加	1. 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体の設立状況を踏まえ、同団体への加入車の使用を促進するよう努めること。 2. 積載重量制限を超えて工用資機材等を積み込まず、また積み込ませないようにするなど違法運行を行わせないようにすること。違法運行を行っている場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。		
		労働安全衛生の確保について	追加	労働災害のリスク低減のため、「建設工事における労働災害防止のためのリスクアセスメント等について」（平成23年9月30日付第201100099979号県土整備部長通知）に基づくリスクアセスメント等に積極的に取り組むこと。			労働安全衛生の確保について	追加	労働災害のリスク低減のため、「建設工事における労働災害防止のためのリスクアセスメント等について」（平成23年9月30日付第201100099979号県土整備部長通知）に基づくリスクアセスメント等に積極的に取り組むこと。		
		建設工事における公益占用物件等への事故対策	追加	受注者は、建設機械等のブーム、ダンプトラックのダンプアップ等による接触・切断事故の防止のため、現場出入口および架空線前後にゲートによる高さ制限、及び高さ明示の措置を行うものとする。 ただし、維持、保守工事等の現場作業が点在し、一時的な工事においてはこの限りではない。			建設工事における公益占用物件等への事故対策	追加	受注者は、建設機械等のブーム、ダンプトラックのダンプアップ等による接触・切断事故の防止のため、現場出入口および架空線前後にゲートによる高さ制限、及び高さ明示の措置を行うものとする。 ただし、維持、保守工事等の現場作業が点在し、一時的な工事においてはこの限りではない。		
			追加	建設工事における公益占用物件等への事故対策 受注者は、建設機械のブーム等が架空線へ接触することによる切断事故及び建設機械のバケット等が埋設管路に接触することによる破損事故等の公益占用物件等への事故防止対策を実施するものとする。 (1) 「事前調査結果報告書」及び「接触・切断等事故防止対策計画書」の提出 受注者は、工事履行場所、資機材等保管場所及び工事車両等の運搬経路等における公益占用物件等の事前調査を実施し公益占用物件の実態を把握するとともに、その結果を「事前調査結果報告書」及び「接触・切断等事故防止対策計画書」として任意様式で提出すること。 また、事前調査とは、公益占用物件所有者等※の担当者と公益占用物件の有無を確認し、それがあった場合は受注者において該当工種を確認することとする。 なお、「事前調査結果報告書」および「接触・切断等事故防止対策計画書」は該当工種の着手日の7日前までに提出すること。 ※公益占用物件所有者等とは、電気・ガス・水道・NTT・河川及び道路管理者（既存河川及び道路に影響する場合）・その他受注者において公益占用物件の有無を確認する必要があると判断したものと及び隣接工区主任技術者（又は監理技術者（情報収集を目的として））を対象とする。 (2) 公益占用物件所有者との調整 受注者は、上空占用物件等への近接施工を行う場合は、公益占用物件所有者等へ事前に通知し、必要な防護対策等の安全処置を依頼すること。 また、埋設占用物件等の場合は、以下のとおりとする。 ①調査箇所及び調査方法について、監督員と協議すること。 ②埋設位置、深さ等を確認するため、公益占用物件所有者等に立会を求め、原則立会するものとする。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。 ③試掘調査は、原則人力施工とし機械施工を行わないこと。 ④試掘調査等の結果により、施工方法等に変更が生じる場合は、設計図書に関して監督員と協議すること。 (3) 監視員の配置 受注者は、接触及び切断事故の防止のため、近接施工の際は必要に応じて監視員等を配置すること。 (4) 安全教育の実施 受注者は、防護対策等の状況を日々点検し、作業員等への安全教育指導を徹底すること。 (5) 点検結果の報告 受注者は、上述④の結果について監督員に報告すること。				追加	建設工事における公益占用物件等への事故対策 受注者は、建設機械のブーム等が架空線へ接触することによる切断事故及び建設機械のバケット等が埋設管路に接触することによる破損事故等の公益占用物件等への事故防止対策を実施するものとする。 (1) 「事前調査結果報告書」及び「接触・切断等事故防止対策計画書」の提出 受注者は、工事履行場所、資機材等保管場所及び工事車両等の運搬経路等における公益占用物件等の事前調査を実施し公益占用物件の実態を把握するとともに、その結果を「事前調査結果報告書」及び「接触・切断等事故防止対策計画書」として任意様式で提出すること。 また、事前調査とは、公益占用物件所有者等※の担当者と公益占用物件の有無を確認し、それがあった場合は受注者において該当工種を確認することとする。 なお、「事前調査結果報告書」および「接触・切断等事故防止対策計画書」は該当工種の着手日の7日前までに提出すること。 ※公益占用物件所有者等とは、電気・ガス・水道・NTT・河川及び道路管理者（既存河川及び道路に影響する場合）・その他受注者において公益占用物件の有無を確認する必要があると判断したものと及び隣接工区主任技術者（又は監理技術者（情報収集を目的として））を対象とする。 (2) 公益占用物件所有者との調整 受注者は、上空占用物件等への近接施工を行う場合は、公益占用物件所有者等へ事前に通知し、必要な防護対策等の安全処置を依頼すること。 また、埋設占用物件等の場合は、以下のとおりとする。 ①調査箇所及び調査方法について、監督員と協議すること。 ②埋設位置、深さ等を確認するため、公益占用物件所有者等に立会を求め、原則立会するものとする。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。 ③試掘調査は、原則人力施工とし機械施工を行わないこと。 ④試掘調査等の結果により、施工方法等に変更が生じる場合は、設計図書に関して監督員と協議すること。 (3) 監視員の配置 受注者は、接触及び切断事故の防止のため、近接施工の際は必要に応じて監視員等を配置すること。 (4) 安全教育の実施 受注者は、防護対策等の状況を日々点検し、作業員等への安全教育指導を徹底すること。 (5) 点検結果の報告 受注者は、上述(4)の結果について監督員に報告すること。	誤記修正	
		UAV等を使用する際の安全面への配慮について	追加	受注者は、起工測量等においてUAV等を使用する場合、安全面への配慮として「公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準（案）」（国土地理院・平成28令和5年3月6月）に基づいてUAV等を使用すること。			UAV等を使用する際の安全面への配慮について	追加	受注者は、起工測量等においてUAV等を使用する場合、安全面への配慮として「公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準（案）」（国土地理院・令和5年6月）に基づいてUAV等を使用すること。		
							現場環境改善等	追加	快適トイレの導入について (1)内容 受注者は、現場に以下の①～⑩の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。なお、⑩については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。 【快適トイレに求める機能】 ① 洋式便器 ② 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む） ③ 臭い逆流防止機能 ④ 容易に開かない施錠機能 ⑤ 照明設備 ⑥ 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）	新規追加	

【鳥取県土木工事共通仕様書 特記事項 新旧対照表】

現行（令和7年4月版）					改定後（令和8年度版）					改定理由
編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項	編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項	
									<p>【付属品として備えるもの】</p> <p>⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示</p> <p>⑧ 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）</p> <p>⑨ サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）</p> <p>⑩ 鏡と手洗器</p> <p>⑪ 便座除菌クリーナー等の衛生用品</p> <p>【推奨する仕様、付属品】</p> <p>⑫ 室内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）</p> <p>⑬ 擬音装置（機能を含む）</p> <p>⑭ 着替え台</p> <p>⑮ 臭気対策機能の多重化</p> <p>⑯ 室内温度の調整が可能な設備</p> <p>⑰ 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）</p> <p>(2)その他</p> <p>快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の適用除外とすることができる。</p>	
1-1-1-31	6	排出ガス対策建設機械	追加	自社保有の建設機械を使用する場合において、対象工事において必要となる台数の排出ガス対策型建設機械を受注者が保有していない、または故障等により使用できないとき等は、監督員の承諾を得たうえで、未対策型の建設機械を使用することができるものとする。	1-1-1-31	6	排出ガス対策建設機械	追加	自社保有の建設機械を使用する場合において、対象工事において必要となる台数の排出ガス対策型建設機械を受注者が保有していない、または故障等により使用できないとき等は、監督員の承諾を得たうえで、未対策型の建設機械を使用することができるものとする。	
		アイドリングストップの実施	追加	受注者は、大気環境保全のため、建設機械等を利用する場合には、アイドリングストップの実施に努めなければならない。			アイドリングストップの実施	追加	受注者は、大気環境保全のため、建設機械等を利用する場合には、アイドリングストップの実施に努めなければならない。	
		建設資機材の使用について	追加	<p>1. 工事に使用する資材の使用順位は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 「県土整備部リサイクル製品使用基準」（平成22年1月20日付第200900157785号県土整備部長通知）（https://www.pref.tottori.lg.jp/123820.htm）に基づくリサイクル製品（以下「リサイクル製品」という。）のうち、グリーン購入法の特定調達品目に該当する製品（以下「グリーン製品」という。）又は鳥取県認定グリーン商品（以下「グリーン商品」という。）であって、県内産資材であるもの。</p> <p>(2) リサイクル製品のうち、エコマーク認定を受けたリサイクル製品（以下「エコ製品」という。）等であって、県内産資材であるもの。</p> <p>(3) リサイクル製品以外の、県内産資材。</p> <p>(4) リサイクル製品のうち、グリーン製品又はグリーン商品であって、県外産資材であるもの。</p> <p>(5) リサイクル製品のうち、エコ製品であって、県外産資材であるもの。</p> <p>(6) リサイクル製品以外の、県外産資材。</p> <p>2. 県外産資材を使用する場合の取り扱い</p> <p>(1) 県外産資材を使用する場合は、県内に本社又は営業所、支店等を有する販売業者（以下「県内販売業者」という。）から購入した資材を使用すること。ただし、当該資材について県内販売業者がない場合は、この限りでない。</p> <p>3. 建設機械の使用について</p> <p>(1) 施工現場及びその周辺環境改善を図るため、低騒音型・低振動型の建設機械を使用するよう努めること。</p> <p>(2) 工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む。）又は建設機械等の燃料として、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等（以下「不正軽油」という。）を使用しないこと。また、県が使用燃料の抜き取り検査を行う場合には、現場代理人がこれに立ち会うなど協力を行うとともに、不正軽油の使用が発見された場合には、当該燃料納入業者を排除するなどの是正措置を講じなければならない。</p>			建設資機材の使用について	追加	<p>1. 工事に使用する資材の使用順位は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 「県土整備部リサイクル製品使用基準」（平成22年1月20日付第200900157785号県土整備部長通知）（https://www.pref.tottori.lg.jp/123820.htm）に基づくリサイクル製品（以下「リサイクル製品」という。）のうち、グリーン購入法の特定調達品目に該当する製品（以下「グリーン製品」という。）又は鳥取県認定グリーン商品（以下「グリーン商品」という。）であって、県内産資材であるもの。</p> <p>(2) リサイクル製品のうち、エコマーク認定を受けたリサイクル製品（以下「エコ製品」という。）等であって、県内産資材であるもの。</p> <p>(3) リサイクル製品以外の、県内産資材。</p> <p>(4) リサイクル製品のうち、グリーン製品又はグリーン商品であって、県外産資材であるもの。</p> <p>(5) リサイクル製品のうち、エコ製品であって、県外産資材であるもの。</p> <p>(6) リサイクル製品以外の、県外産資材。</p> <p>2. 県外産資材を使用する場合の取り扱い</p> <p>(1) 県外産資材を使用する場合は、県内に本社又は営業所、支店等を有する販売業者（以下「県内販売業者」という。）から購入した資材を使用すること。ただし、当該資材について県内販売業者がない場合は、この限りでない。</p> <p>3. 建設機械の使用について</p> <p>(1) 施工現場及びその周辺環境改善を図るため、低騒音型・低振動型の建設機械を使用するよう努めること。</p> <p>(2) 工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む。）又は建設機械等の燃料として、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等（以下「不正軽油」という。）を使用しないこと。また、県が使用燃料の抜き取り検査を行う場合には、現場代理人がこれに立ち会うなど協力を行うとともに、不正軽油の使用が発見された場合には、当該燃料納入業者を排除するなどの是正措置を講じなければならない。</p>	
1-1-1-33		交通安全管理	追加	受注者は、自動車専用道路または警備業法（昭和47年法律第117号）により都道府県公安委員会が危険を防止するため必要と認める道路において交通誘導を行う場合には、その場所ごとに交通誘導員のうち1人以上は1級または2級検定合格警備員を配置しなければならない。	1-1-1-33		交通安全管理	追加	受注者は、自動車専用道路または警備業法（昭和47年法律第117号）により都道府県公安委員会が危険を防止するため必要と認める道路において交通誘導を行う場合には、その場所ごとに交通誘導員のうち1人以上は1級または2級検定合格警備員を配置しなければならない。	
1-1-1-35		法令等の遵守について	追加	<p>1. 建設業法、労働安全衛生法等の各種関連法令及び鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針（平成27年3月19日付第201400194303号県土整備部長通知。以下「適正化指針」という。）を遵守し、法令及び適正化指針に抵触する行為は行わないこと。</p> <p>2. 建設業からの暴力団排除の徹底について</p> <p>(1) 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に基づき、暴力団、暴力団員又はこれらの利益につながる活動やこれらと密接な関係を有するなどの行為を行わないこと。</p> <p>(2) 工事の施工に際し、暴力団等の構成員又はこれに準ずる者から不当な要求や妨害を受けた場合は、監督員に速やかにその旨を報告するとともに、警察に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。</p> <p>(3) この場合において、工程等を変更せざるを得なくなったときは、速やかに監督員に協議すること。</p> <p>3. 工事現場に配置する技術者等（技術者等とは、現場代理人、追加技術者、主任技術者、監理技術者及び技能士をいう。）は、建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものでなければならない。</p>	1-1-1-35		法令等の遵守について	追加	<p>1. 建設業法、労働安全衛生法等の各種関連法令及び適正化指針を遵守し、法令及び適正化指針に抵触する行為は行わないこと。</p> <p>2. 建設業からの暴力団排除の徹底について</p> <p>(1) 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に基づき、暴力団、暴力団員又はこれらの利益につながる活動やこれらと密接な関係を有するなどの行為を行わないこと。</p> <p>(2) 工事の施工に際し、暴力団等の構成員又はこれに準ずる者から不当な要求や妨害を受けた場合は、監督員に速やかにその旨を報告するとともに、警察に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。</p> <p>(3) この場合において、工程等を変更せざるを得なくなったときは、速やかに監督員に協議すること。</p> <p>3. 工事現場に配置する技術者等（技術者等とは、現場代理人、追加技術者、主任技術者、監理技術者及び技能士をいう。）は、建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものでなければならない。</p>	誤記修正
1-3-2	2	許容塩化物量適用すべき諸基準	追加	<p>(4) コンクリート中の塩化物総量規制</p> <p>1) 現場打ちコンクリートにおける塩化物の総量規制の適用範囲</p> <p>適用範囲</p> <p>コンクリート中の塩化物総量規制は次の工種を適用除外とする。</p> <p>【1】トンネル覆工コンクリート（鉄筋で補強されたものは除く）</p> <p>【2】舗装コンクリート（鉄筋やPC鋼材で補強されたものは除く）</p> <p>【3】消波・根固ブロック</p> <p>【4】小構造物（小構造物標準設計図集に掲載する無筋構造物）</p> <p>【5】型枠セパレータを使用する無筋構造物</p>	1-3-2	2	許容塩化物量適用すべき諸基準	追加	<p>(4) コンクリート中の塩化物総量規制</p> <p>1) 現場打ちコンクリートにおける塩化物の総量規制の適用範囲</p> <p>適用範囲</p> <p>コンクリート中の塩化物総量規制は次の工種を適用除外とする。</p> <p>【1】トンネル覆工コンクリート（鉄筋で補強されたものは除く）</p> <p>【2】舗装コンクリート（鉄筋やPC鋼材で補強されたものは除く）</p> <p>【3】消波・根固ブロック</p> <p>【4】小構造物（小構造物標準設計図集に掲載する無筋構造物）</p> <p>【5】型枠セパレータを使用する無筋構造物</p>	
1-3-3		コンクリートの耐久性向上施策	追加	<p>(1) コンクリート中の塩化物総量規制</p> <p>①現場打ちコンクリートにおける塩化物の総量規制の適用範囲</p> <p>コンクリート中の塩化物総量規制は次の工種を適用除外とする。</p> <p>【1】トンネル覆工コンクリート（鉄筋で補強されたものは除く）</p> <p>【2】舗装コンクリート（鉄筋やPC鋼材で補強されたものは除く）</p> <p>【3】消波・根固ブロック</p> <p>【4】小構造物（小構造物標準設計図集に掲載する無筋構造物）</p> <p>【5】型枠セパレータを使用する無筋構造物</p>	1-3-3		コンクリートの耐久性向上施策	追加	<p>(1) コンクリート中の塩化物総量規制</p> <p>①現場打ちコンクリートにおける塩化物の総量規制の適用範囲</p> <p>コンクリート中の塩化物総量規制は次の工種を適用除外とする。</p> <p>【1】トンネル覆工コンクリート（鉄筋で補強されたものは除く）</p> <p>【2】舗装コンクリート（鉄筋やPC鋼材で補強されたものは除く）</p> <p>【3】消波・根固ブロック</p> <p>【4】小構造物（小構造物標準設計図集に掲載する無筋構造物）</p> <p>【5】型枠セパレータを使用する無筋構造物</p>	
1-3-7		技能士の常駐	追加	次の工事については、鉄筋組み立て時において、鉄筋施工技能士が工事現場に常駐し、施工品質の向上を図るための作業指導を行うものとする。ただし、無筋コンクリート（用心鉄筋や補強鉄筋、差筋のみを有する場合も含む）、及び現場打ち鉄筋コンクリートを部分的に組み合わせたプレキャスト製品については対象外とする。また、基礎工など、鉄筋組み立てを含む工種一式を県外の専門業者に発注し、その専門業者が技能士を保有していない場合には、監督員に協議のうえ技能士が常駐しないことを承諾する。	1-3-7		技能士の常駐	追加	次の工事については、鉄筋組み立て時において、鉄筋施工技能士が工事現場に常駐し、施工品質の向上を図るための作業指導を行うものとする。ただし、無筋コンクリート（用心鉄筋や補強鉄筋、差筋のみを有する場合も含む）、及び現場打ち鉄筋コンクリートを部分的に組み合わせたプレキャスト製品については対象外とする。また、基礎工など、鉄筋組み立てを含む工種一式を県外の専門業者に発注し、その専門業者が技能士を保有していない場合には、監督員に協議のうえ技能士が常駐しないことを承諾する。	
		鉄筋工		(工種) 鉄筋コンクリート構造物 ・ 函渠工 ・ 橋台、橋脚 ・ 床版工 ・ 擁壁工 ・ 樋門、樋管 ・ 水門工 ・ その他設計図書で指定する工種			鉄筋工		(工種) 鉄筋コンクリート構造物 ・ 函渠工 ・ 橋台、橋脚 ・ 床版工 ・ 擁壁工 ・ 樋門、樋管 ・ 水門工 ・ その他設計図書で指定する工種	

【鳥取県土木工事共通仕様書 特記事項 新旧対照表】

現行（令和7年4月版）					改定後（令和8年度版）					改定理由
編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項	編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項	
1-3-8		技能士の資格要件 技能士の常駐	追加	鉄筋施工技能士は、職業能力開発促進法による1級または2級鉄筋施工技能士の資格を有するものとする。 次の工事については、型枠設置時において、型枠施工技能士が工事現場に常駐し、施工品質の向上を図るための作業指導を行うものとする。ただし、無筋コンクリート（用心鉄筋や補強鉄筋、差筋のみを有する場合も含む）、及び現場打ち鉄筋コンクリートを部分的に組み合わせたプレキャスト製品については対象外とする。また、型枠・支保取外し時は対象外とする。 （工種）鉄筋コンクリート構造物 ・ 函渠工 ・ 橋台、橋脚 ・ 床版工 ・ 擁壁工 ・ 樋門、樋管 ・ 水門工 ・ その他設計図書で指定する工種	1-3-8		技能士の資格要件 技能士の常駐	追加	鉄筋施工技能士は、職業能力開発促進法による1級または2級鉄筋施工技能士の資格を有するものとする。 次の工事については、型枠設置時において、型枠施工技能士が工事現場に常駐し、施工品質の向上を図るための作業指導を行うものとする。ただし、無筋コンクリート（用心鉄筋や補強鉄筋、差筋のみを有する場合も含む）、及び現場打ち鉄筋コンクリートを部分的に組み合わせたプレキャスト製品については対象外とする。また、型枠・支保取外し時は対象外とする。 （工種）鉄筋コンクリート構造物 ・ 函渠工 ・ 橋台、橋脚 ・ 床版工 ・ 擁壁工 ・ 樋門、樋管 ・ 水門工 ・ その他設計図書で指定する工種	
1-3-8-4	3	型枠穴の補修 取外し	追加	型枠セパレーターで除去タイプのコーンを用いる場合は、セパレーター端部が鉄筋かぶり内に残らないようにすること。 また、モルタル等による型枠穴の補修を行う場合は、専用コテ等で入念に仕上げる。 型枠穴の補修材の落下による第三者被害が想定される箇所については、落下の懸念が少ない方法によることとし、その方法を施工計画書に記載しなければならない。	1-3-8-4	3	型枠穴の補修 取外し	追加	型枠セパレーターで除去タイプのコーンを用いる場合は、セパレーター端部が鉄筋かぶり内に残らないようにすること。 また、モルタル等による型枠穴の補修を行う場合は、専用コテ等で入念に仕上げる。 型枠穴の補修材の落下による第三者被害が想定される箇所については、落下の懸念が少ない方法によることとし、その方法を施工計画書に記載しなければならない。	
【 第2編 材料編 】					【 第2編 材料編 】					
2-1-2		工事材料の使用 工事材料の品質	追加	受注者は、工事に使用する材料については、契約図書と其の外観及び品質規格証明書等を照会して確認するとともに、事前に工事材料使用承諾を提出し、監督員の承諾を得なければならない。 なお、工事材料使用承諾に係る取扱いは、工事材料使用承諾取扱要領(令和5年12月5日付第202300204832号県土整備部長通知 https://www.pref.tottori.lg.jp/314737.htm)に従うこと。						
【 第3編 土木工事共通編 】					【 第3編 土木工事共通編 】					
3-1-1-7	2	数量の算出	追加	出来形数量の算出にあたっては、中国地方整備局制定「土木工事数量算出要領(案)」によるものとする。	3-1-1-7	2	数量の算出	追加	出来形数量の算出にあたっては、中国地方整備局制定「土木工事数量算出要領(案)」によるものとする。	
3-2-3-1		技能士の常駐 一般的事項	追加	次の工事については、施工時にさく井技能士を工事現場に常駐させ、施工品質の向上を図るための作業指導を行うものとする。 （1）さく井（揚水井、地熱井等）の新設、井戸内洗浄等 （2）その他設計図書で指定する工種	3-2-3-1		技能士の常駐 一般的事項	追加		
3-2-3-18	13	吸出し防止材の施工 沈床工	追加	さく井技能士は、職業能力開発促進法による1級または2級さく井技能士の資格を有するものとする。 吸出し防止材の施工については、敷設方向及び重ね合わせ等に配慮して適切に施工するものとする。	3-2-3-18	13	吸出し防止材の施工 沈床工	追加	さく井技能士は、職業能力開発促進法による1級または2級さく井技能士の資格を有するものとする。 吸出し防止材の施工については、敷設方向及び重ね合わせ等に配慮して適切に施工するものとする。	
3-2-3-32		かごマット工	追加	表3-2-10、表3-2-12における「JISH0401」表記は、「JISG3547」に読み替える。	3-2-3-32		かごマット工	追加	表3-2-10、表3-2-12における「JISH0401」表記は、「JISG3547」に読み替える。	
3-2-5-3		水抜孔の施工 コンクリートブロック工	追加	受注者は、水抜孔の施工について、設計図書に特に定めのない場合は、硬質塩化ビニル管のφ50mm程度の水抜孔を2.0～3.0mに1箇所の割合で設けること。ただし、築堤河道の場合は、河川増水時に堤内地へ逆流する恐れのある位置には設けてはならない。	3-2-5-3		水抜孔の施工 コンクリートブロック工	追加	受注者は、水抜孔の施工について、設計図書に特に定めのない場合は、硬質塩化ビニル管のφ50mm程度の水抜孔を2.0～3.0mに1箇所の割合で設けること。ただし、築堤河道の場合は、河川増水時に堤内地へ逆流する恐れのある位置には設けてはならない。	
3-2-5-5		伸縮目地の施工 石積(張)工	追加	受注者は、伸縮目地の施工にあたり、設計図書に特別の記載が無い限り、伸縮目地の間隔は10m以下とする。なお、これによりがたい場合は、監督員と協議しなければならない。	3-2-5-5		伸縮目地の施工 石積(張)工	追加	受注者は、伸縮目地の施工にあたり、設計図書に特別の記載が無い限り、伸縮目地の間隔は10m以下とする。なお、これによりがたい場合は、監督員と協議しなければならない。	
3-2-6-3		動的安定度 アスファルト舗装の材料	追加	受注者は、水抜孔の施工について、設計図書に特に定めのない場合は、硬質塩化ビニル管のφ50mm程度の水抜孔を2.0～3.0mに1箇所の割合で設けること。ただし、築堤河道の場合は、河川増水時に堤内地へ逆流する恐れのある位置には設けてはならない。 アスファルト混合物の動的安定度は以下の規格に適合するものとする。 密粒度アスコン（改質Ⅰ型）500回/mm以上 粗粒度アスコン（改質Ⅰ型）3,000回/mm以上 密粒度アスコン（改質Ⅱ型）3,000回/mm以上	3-2-6-3		動的安定度 アスファルト舗装の材料	追加	受注者は、水抜孔の施工について、設計図書に特に定めのない場合は、硬質塩化ビニル管のφ50mm程度の水抜孔を2.0～3.0mに1箇所の割合で設けること。ただし、築堤河道の場合は、河川増水時に堤内地へ逆流する恐れのある位置には設けてはならない。 アスファルト混合物の動的安定度は以下の規格に適合するものとする。 密粒度アスコン（改質Ⅰ型）500回/mm以上 粗粒度アスコン（改質Ⅰ型）3,000回/mm以上 密粒度アスコン（改質Ⅱ型）3,000回/mm以上	
3-2-17-1		技能士の常駐 一般的事項	追加	次の工事については、施工時に造園技能士を工事現場に常駐させ、施工品質の向上を図るための作業指導を行うものとする。 （1）高木、中木または低木（ただし、植栽等管理業務については、低木を除く。）が含まれる樹木の植付・支柱取付・樹木管理を伴う樹木植栽工 （2）その他、造園技能士の技術が必要と認められる工事	3-2-17-1		技能士の常駐 一般的事項	追加	次の工事については、施工時に造園技能士を工事現場に常駐させ、施工品質の向上を図るための作業指導を行うものとする。 （1）高木、中木または低木（ただし、植栽等管理業務については、低木を除く。）が含まれる樹木の植付・支柱取付・樹木管理を伴う樹木植栽工 （2）その他、造園技能士の技術が必要と認められる工事	
		技能士の資格要件	追加	造園技能士は、職業能力開発促進法による1級または2級造園技能士の資格を有するものとする。			技能士の資格要件	追加	造園技能士は、職業能力開発促進法による1級または2級造園技能士の資格を有するものとする。	
【 第6編 河川編 】					【 第6編 河川編 】					
6-1-9-4	2	吸出し防止材の施工 間詰工	追加	吸出し防止材の施工については、敷設方向及び重ね合わせ等に配慮して適切に施工するものとする。	6-1-9-4	2	吸出し防止材の施工 間詰工	追加	吸出し防止材の施工については、敷設方向及び重ね合わせ等に配慮して適切に施工するものとする。	
6-3-5		銘板及び標示板の設置 標示板の材質	追加	受注者は、銘板及び標示板の設置にあたって、材質、大きさ、取付場所、記載事項を設計図書のとおりに行わなければならない。ただし、特に指定のない場合は監督員の指示によらなければならない。 標示板の材質は鋳物用黄銅合金地金(JISH2202)を原則とし、寸法及び記載事項は下図のとおりとする。 	6-3-5		銘板及び標示板の設置 標示板の材質	追加	受注者は、銘板及び標示板の設置にあたって、材質、大きさ、取付場所、記載事項を設計図書のとおりに行わなければならない。ただし、特に指定のない場合は監督員の指示によらなければならない。 標示板の材質は表面に透明の高耐候性フィルムにより被覆したアルミニウム板（JIS H 4000 A 5052 P）を原則とし、寸法及び記載事項は下図のとおりとする。 	国の銘板の変更に伴い県独自も変更
6-3-6-4	2	吸出し防止材の施工 間詰工	追加	吸出し防止材の施工については、敷設方向及び重ね合わせ等に配慮して適切に施工するものとする。	6-3-6-4	2	吸出し防止材の施工 間詰工	追加	吸出し防止材の施工については、敷設方向及び重ね合わせ等に配慮して適切に施工するものとする。	
6-4-7-4	2	吸出し防止材の施工 間詰工	追加	吸出し防止材の施工については、敷設方向及び重ね合わせ等に配慮して適切に施工するものとする。	6-4-7-4	2	吸出し防止材の施工 間詰工	追加	吸出し防止材の施工については、敷設方向及び重ね合わせ等に配慮して適切に施工するものとする。	
6-4-9-1		塗装作業 技能士の資格要件	追加	受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装技能士を工事に従事させなければならない。 塗装技能士とは、職業能力開発促進法による1級または2級塗装技能士をいう。	6-4-9-1		塗装作業 技能士の資格要件	追加	受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装技能士を工事に従事させなければならない。 塗装技能士とは、職業能力開発促進法による1級または2級塗装技能士をいう。	
6-4-13-2		技能士の常駐 技能士の資格要件	追加	つり足場の設置時には、とび技能士が工事現場に常駐し、安全管理及び品質管理の向上を図るための作業指導を行うものとする。 とび技能士は、職業能力開発促進法による1級または2級とび技能士の資格を有するものとする。	6-4-13-2		技能士の常駐 技能士の資格要件	追加	つり足場の設置時には、とび技能士が工事現場に常駐し、安全管理及び品質管理の向上を図るための作業指導を行うものとする。 とび技能士は、職業能力開発促進法による1級または2級とび技能士の資格を有するものとする。	
6-5-10-1		塗装作業 技能士の資格要件	追加	受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装技能士を工事に従事させなければならない。 塗装技能士とは、職業能力開発促進法による1級または2級塗装技能士をいう。	6-5-10-1		塗装作業 技能士の資格要件	追加	受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装技能士を工事に従事させなければならない。 塗装技能士とは、職業能力開発促進法による1級または2級塗装技能士をいう。	
6-6-5-8	7	吸出し防止材 ブロック床版工	追加	吸出し防止材の施工については、敷設方向及び重ね合わせ等に配慮して適切に施工するものとする。	6-6-5-8	7	吸出し防止材 ブロック床版工	追加	吸出し防止材の施工については、敷設方向及び重ね合わせ等に配慮して適切に施工するものとする。	
6-7-4-6	8	吸出し防止材の敷設 水叩工	追加	吸出し防止材の施工については、敷設方向及び重ね合わせ等に配慮して適切に施工するものとする。	6-7-4-6	8	吸出し防止材の敷設 水叩工	追加	吸出し防止材の施工については、敷設方向及び重ね合わせ等に配慮して適切に施工するものとする。	
6-7-4-8	9	吸出し防止材の敷設 水叩工	追加	吸出し防止材の施工については、敷設方向及び重ね合わせ等に配慮して適切に施工するものとする。	6-7-4-8	9	吸出し防止材の敷設 水叩工	追加	吸出し防止材の施工については、敷設方向及び重ね合わせ等に配慮して適切に施工するものとする。	
6-7-5-4	8	吸出し防止材の敷設 本堤工	追加	吸出し防止材の施工については、敷設方向及び重ね合わせ等に配慮して適切に施工するものとする。	6-7-5-4	8	吸出し防止材の敷設 本堤工	追加	吸出し防止材の施工については、敷設方向及び重ね合わせ等に配慮して適切に施工するものとする。	
6-8-12-1		技能士の常駐 一般的事項	追加	次の工事については、施工時に造園技能士を工事現場に常駐させ、施工品質の向上を図るための作業指導を行うものとする。 （1）高木、中木または低木が含まれる樹木の植付・支	6-8-12-1		技能士の常駐 一般的事項	追加	次の工事については、施工時に造園技能士を工事現場に常駐させ、施工品質の向上を図るための作業指導を行うものとする。 （1）高木、中木または低木が含まれる樹木の植付・支	

【鳥取県土木工事共通仕様書 特記事項 新旧対照表】

現行（令和7年4月版）					改定後（令和8年度版）					改定理由															
編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項	編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項																
				柱取付・樹木管理を伴う樹木植栽工 (2) その他、造園技能士の技術が必要と認められる工事					柱取付・樹木管理を伴う樹木植栽工 (2) その他、造園技能士の技術が必要と認められる工事																
		技能士の資格要件	追加	造園技能士は、職業能力開発促進法による1級または2級造園技能士の資格を有するものとする。			技能士の資格要件	追加	造園技能士は、職業能力開発促進法による1級または2級造園技能士の資格を有するものとする。																
6-9-8-1		塗装作業	追加	受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装技能士を工事に従事させなければならない。	6-9-8-1		塗装作業	追加	受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装技能士を工事に従事させなければならない。																
		技能士の資格要件	追加	塗装技能士とは、職業能力開発促進法による1級または2級塗装技能士をいう。			技能士の資格要件	追加	塗装技能士とは、職業能力開発促進法による1級または2級塗装技能士をいう。																
【第7編 河川海岸編】					【第7編 河川海岸編】																				
7-1-2		適用すべき諸基準	追加	本土木工事共通仕様書に特段の定めのないものについて、河川、海岸等の工事においては、国交省監修「港湾工事共通仕様書」を準拠するものとする。	7-1-2		適用すべき諸基準	追加	本土木工事共通仕様書に特段の定めのないものについて、河川、海岸等の工事においては、国交省監修「港湾工事共通仕様書」を準拠するものとする。																
【第8編 砂防編】					【第8編 砂防編】																				
8-1-8-1		施工計画書	追加	受注者は、コンクリート堰堤本体工、側壁工、副堰堤工のコンクリート打設に当り、1回(1日)のコンクリート打設高さ及び打設置、打設ブロック割り、打継処理等の事項を記した打設計画を施工計画書へ記載しなければならない。	8-1-8-1		施工計画書	追加	受注者は、コンクリート堰堤本体工、側壁工、副堰堤工のコンクリート打設に当り、1回(1日)のコンクリート打設高さ及び打設置、打設ブロック割り、打継処理等の事項を記した打設計画を施工計画書へ記載しなければならない。	誤記修正															
8-1-8-4	4	水平打継目の処理	追加	やむを得ずワイヤブラシで表面を削るか、チッピング等を行う必要がある場合には、受注者は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	8-1-8-4	4	水平打継目の処理	追加	やむを得ずワイヤブラシで表面を削るか、チッピング等を行う必要がある場合には、受注者は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。																
		鉛直打継目の処理	追加	受注者は、鉛直打継目の処理については、コンクリートを打ち継ぐ前に、ワイヤブラシで表面を削るか、チッピング等を行わなければならない。ただし、伸縮目地部のチッピングは行わず、旧コンクリート部の清掃を行って、ごみ、苔等を取り除いてから新しいコンクリートを打設するものとする。			鉛直打継目の処理	追加	受注者は、鉛直打継目の処理については、コンクリートを打ち継ぐ前に、ワイヤブラシで表面を削るか、チッピング等を行わなければならない。ただし、伸縮目地部のチッピングは行わず、旧コンクリート部の清掃を行って、ごみ、苔等を取り除いてから新しいコンクリートを打設するものとする。	誤記修正															
	12	吸出し防止材の施工	追加	吸出し防止材の施工については、敷設方向及び重ね合わせ等に配慮して適切に施工するものとする。		12	吸出し防止材の施工	追加	吸出し防止材の施工については、敷設方向及び重ね合わせ等に配慮して適切に施工するものとする。																
8-1-8-6		水抜き孔の勾配	追加	受注者は、コンクリート側壁工の水抜き孔を設計図書に基づいて施工するとともに、勾配について定めがない場合は、2%程度の勾配で設置しなければならない。	8-1-8-6		水抜き孔の勾配	追加	受注者は、コンクリート側壁工の水抜き孔を設計図書に基づいて施工するとともに、勾配について定めがない場合は、2%程度の勾配で設置しなければならない。																
8-1-8-9		残存型枠(外壁兼用型)工	追加	(1)一般事項 ①残存型枠(外壁兼用型)工とは、薄肉プレキャスト・セメントコンクリート製の型枠製品と組立部材を使用し、コンクリート打設後の脱型作業を必要としない型枠工のことをいう。 ②残存型枠(外壁兼用型)工に用いる型枠は、下記のとおりとする。 1)残存型枠(外壁兼用型)とは、意匠性を目的としない型枠材をいう。 2)残存化粧型枠(外壁兼用型)とは、残存型枠(外壁兼用型)のうち化粧面が一体となった意匠性を目的とした型枠材をいう。 (2)材料 受注者は、残存型枠(外壁兼用型)工に用いる型枠について、下表に従って品質規格証明書等を照合して確認した資料を事前に監督員に提出しなければならない。	8-1-8-9		残存型枠(外壁兼用型)工	追加	(1)一般事項 ①残存型枠(外壁兼用型)工とは、薄肉プレキャスト・セメントコンクリート製の型枠製品と組立部材を使用し、コンクリート打設後の脱型作業を必要としない型枠工のことをいう。 ②残存型枠(外壁兼用型)工に用いる型枠は、下記のとおりとする。 1)残存型枠(外壁兼用型)とは、意匠性を目的としない型枠材をいう。 2)残存化粧型枠(外壁兼用型)とは、残存型枠(外壁兼用型)のうち化粧面が一体となった意匠性を目的とした型枠材をいう。 (2)材料 受注者は、残存型枠(外壁兼用型)工に用いる型枠について、下表に従って品質規格証明書等を照合して確認した資料を事前に監督員に提出しなければならない。																
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要部材</td> <td>1) モルタル・コンクリート 「共通仕様書」第8編8-1-8-4の本体コンクリートの品質を損なうものであってはならない。 2) 型枠製品内蔵の補強部材 補強部材は、型枠本体に内蔵していること。 3) 補強部材が鉄製の場合には、エポキシ塗装又は同等以上の防錆処理又は防錆対策が施されているもの。</td> <td>品質規格証明書</td> </tr> <tr> <td>強度特性</td> <td>コンクリート打設時の側圧に耐える強度を有していること。</td> <td>公的試験機関の証明書</td> </tr> <tr> <td>一体性</td> <td>コンクリートと一体化する機能を有していること。</td> <td>公的試験機関の証明書</td> </tr> <tr> <td>耐久性</td> <td>1) 型枠は、ひび割れ又は破損した場合でも容易に剥落しないこと。 2) 耐凍結融解性を考慮する必要がある場合は、型枠は耐凍結融解性を有していること。</td> <td>又は公的試験結果</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	摘要	主要部材	1) モルタル・コンクリート 「共通仕様書」第8編8-1-8-4の本体コンクリートの品質を損なうものであってはならない。 2) 型枠製品内蔵の補強部材 補強部材は、型枠本体に内蔵していること。 3) 補強部材が鉄製の場合には、エポキシ塗装又は同等以上の防錆処理又は防錆対策が施されているもの。	品質規格証明書	強度特性	コンクリート打設時の側圧に耐える強度を有していること。	公的試験機関の証明書	一体性	コンクリートと一体化する機能を有していること。	公的試験機関の証明書	耐久性	1) 型枠は、ひび割れ又は破損した場合でも容易に剥落しないこと。 2) 耐凍結融解性を考慮する必要がある場合は、型枠は耐凍結融解性を有していること。	又は公的試験結果						
項目	内容	摘要																							
主要部材	1) モルタル・コンクリート 「共通仕様書」第8編8-1-8-4の本体コンクリートの品質を損なうものであってはならない。 2) 型枠製品内蔵の補強部材 補強部材は、型枠本体に内蔵していること。 3) 補強部材が鉄製の場合には、エポキシ塗装又は同等以上の防錆処理又は防錆対策が施されているもの。	品質規格証明書																							
強度特性	コンクリート打設時の側圧に耐える強度を有していること。	公的試験機関の証明書																							
一体性	コンクリートと一体化する機能を有していること。	公的試験機関の証明書																							
耐久性	1) 型枠は、ひび割れ又は破損した場合でも容易に剥落しないこと。 2) 耐凍結融解性を考慮する必要がある場合は、型枠は耐凍結融解性を有していること。	又は公的試験結果																							
				(3)施工 ①受注者は、型枠にひび割れ等の有害な損傷を与えないようにしなければならない。 ②受注者は、型枠のひび割れや変位等を防ぐため、適切な支持材の取付をしなければならない。 ③受注者は、コンクリート打込み前にあらかじめ型枠裏面を湿潤状態にした上で、コンクリートが十分にまわり込むように締固めなければならない。 ④受注者は、目地を設ける際には目地位置表面の型枠の縁を切らなければならない。又、伸縮目地材を用いる際は目地材を型枠ではさみ込み、表面に露出させなければならない。																					
8-1-9-1		塗装作業	追加	受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装技能士を工事に従事させなければならない。	8-1-9-1		塗装作業	追加	受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装技能士を工事に従事させなければならない。																
		技能士の資格要件	追加	塗装技能士とは、職業能力開発促進法による1級または2級塗装技能士をいう。			技能士の資格要件	追加	塗装技能士とは、職業能力開発促進法による1級または2級塗装技能士をいう。																
8-1-11-5		砂防堰堤の提銘板	追加	砂防堰堤の提銘板の施工については、設計図書に定めのない限り、下記の規定による。 (1) 提銘板の材質は、御影石(花崗岩)とし、ダム袖下流側法面で、道路等から見やすい位置に設置しなければならない。 (2) 提銘板の寸法及び記載事項は下図のとおりとする。	8-1-11-5		砂防堰堤の提銘板	追加	砂防堰堤の提銘板の施工については、設計図書に定めのない限り、下記の規定による。 (1) 提銘板の材質は、御影石(花崗岩)とし、ダム袖下流側法面で、道路等から見やすい位置に設置しなければならない。 (2) 提銘板の寸法及び記載事項は下図のとおりとする。																
		床固工、谷止工、単独床固工の提銘板	追加	床固工、谷止工、単独床固工の提銘板については、砂防堰堤の提銘板(1)に準ずることとし、提銘板の寸法及び記載事項は下図のとおりとする。			床固工、谷止工、単独床固工の提銘板	追加	床固工、谷止工、単独床固工の提銘板については、砂防堰堤の提銘板(1)に準ずることとし、提銘板の寸法及び記載事項は下図のとおりとする。																
8-3-7-1		工事中の観測	追加	施工中、次に掲げる事項を適時観測し、工事記録として記録しなければならない。 (1) スライム、排水色、ハンドルショック等により判定された地質変移点、亀裂及び湧水点は、その位置を孔口よりの距離で表わす。 (2) 逸水、湧水量 (3) 工事記録は順序正しく柱状図に整理して、工事報告に添付しなければならない。	8-3-7-1		工事中の観測	追加	施工中、次に掲げる事項を適時観測し、工事記録として記録しなければならない。 (1) スライム、排水色、ハンドルショック等により判定された地質変移点、亀裂及び湧水点は、その位置を孔口よりの距離で表わす。 (2) 逸水、湧水量 (3) 工事記録は順序正しく柱状図に整理して、工事報告に添付しなければならない。																
【第9編 ダム編】					【第9編 ダム編】																				
9-1-4-2	2	原石採取	追加	(4) 受注者は、原石の採取にあたって、流水及び湧水等がある場合には、設計図書に従い処理しなければならない。ただし、これによりがたい場合は、監督員と協議しなければならない。	9-1-4-2	2	原石採取	追加	(4) 受注者は、原石の採取にあたって、流水及び湧水等がある場合には、設計図書に従い処理しなければならない。ただし、これによりがたい場合は、監督員と協議しなければならない。																
9-1-11-2		施工計画書	追加	受注者は、コンクリートを打込むときに、締切り等からの漏水がある場合の処理方法を施工計画書に記載する。	9-1-11-2		施工計画書	追加	受注者は、コンクリートを打込むときに、締切り等からの漏水がある場合の処理方法を施工計画書に記載する。																
【第10編 道路編】					【第10編 道路編】																				
10-2-11-1		技能士の常駐	追加	次の工事については、施工時に造園技能士を工事現場に常駐させ、施工品質の向上を図るための作業指導を行うものとする。	10-2-11-1		技能士の常駐	追加	次の工事については、施工時に造園技能士を工事現場に常駐させ、施工品質の向上を図るための作業指導を行うものとする。																

【鳥取県土木工事共通仕様書 特記事項 新旧対照表】

現行（令和7年4月版）				改定後（令和8年度版）				改定理由
編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	
10-4-6-1		技能士の資格要件	追加					
10-4-6-1		塗装作業	追加	10-4-6-1		塗装作業	追加	
		技能士の資格要件	追加			技能士の資格要件	追加	
10-4-8-3		落橋防止装置工	追加	10-4-8-3		落橋防止装置工	追加	
								本文の改行ずれ修正
10-14-17-1		塗装作業	追加	10-14-17-1		塗装作業	追加	
		技能士の資格要件	追加			技能士の資格要件	追加	
10-14-21-1		技能士の常駐	追加	10-14-21-1		技能士の常駐	追加	
		技能士の資格要件	追加			技能士の資格要件	追加	
10-16-11-1		技能士の常駐	追加	10-16-11-1		技能士の常駐	追加	
		技能士の資格要件	追加			技能士の資格要件	追加	
10-16-19-1		アンカーボルトの挿入に伴いコンクリート削孔を行う場合	追加	10-16-19-1		アンカーボルトの挿入に伴いコンクリート削孔を行う場合	追加	
10-16-25-1		塗装作業	追加	10-16-25-1		塗装作業	追加	
		技能士の資格要件	追加			技能士の資格要件	追加	
【第11編 公園緑地編】				【第11編 公園緑地編】				
11-2-3		造園技能士	追加	11-2-3		造園技能士	追加	
		技能士の資格要件	追加			技能士の資格要件	追加	